

_____ビル共同防火管理協議事項

消防法（以下「法」という。）第8条の2第1項に基づく建物全体についての防火管理に関する事項について次のように定める。

年 月 日

第1章 協議会の設置等

（協議会の設置）

第1条 _____ビル全体についての防火管理を行うため、別添のとおり入居する事業所を構成員として_____ビル共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を_____株式会社_____課に事務局を置いて設置する。

（代表者）

第2条 本協議会の代表者（以下「会長」という。）は、_____とする。

- 2 会長は、_____ビルに入居する各事業所の管理権原者と相互に意志の疎通を図るとともに、第2章に記す統括防火管理者（消防法施行令第4条に定める資格を有する者）に防火管理上必要な指示、命令をすることができる。
- 3 会長は、統括防火管理者からの報告等により防火管理上必要な措置を講じなければならない。

（協議会の事業）

第3条 協議会は、次の事項について協議し決定するものとする。

- （1）統括防火管理者の選任及び承認
- （2）建物全体についての防火管理に係る消防計画に係る審議及び承認
- （3）建物全体についての防火管理に関する事項
- （4）自衛消防組織の整備と訓練及び教育方法
- （5）警戒宣言発令時における（東海地震注意情報時からの対応を含む。）対応策
- （6）協議会の運営
- （7）その他必要な事項

（協議会の開催）

第4条 協議会の開催は、定例会及び臨時会とする。

- （1）定例会は、毎年_____月に1回開催する。
- （2）臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(管理権原者の責務)

第5条 各管理権原者は、建物全体についての防火管理に係る消防計画を遵守し、建物全体の安全性を高めるように努める。

- 2 管理権原者は、協議して、資格を有する者のうち、建物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有する者を統括防火管理者に選任する。また、統括防火管理者に、建物全体についての防火管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該建物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該建物全体についての防火管理上必要な業務を行わせる。
- 3 会長は、統括防火管理者を選任（解任）した場合には、消防機関へ届出をする。

第2章 統括防火管理者の責務等

(統括防火管理者の選任)

第6条 統括防火管理者は、_____とする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第7条 統括防火管理者は、次の権限を有し、建物全体についての防火管理上必要な業務を推進する。

- (1) 建物全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び変更に関すること。
 - (2) 建物全体についての防火管理に係る消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
 - (4) 建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認める場合の防火管理者に対する必要な措置を講ずる指示に関すること。
 - (5) その他建物全体についての防火管理上必要な業務に関すること。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理に係る消防計画を作成又は変更した場合には、消防機関へ届出をする。

(統括防火管理者の要件)

第8条 統括防火管理者は、消防法施行令第4条に定めるとおり建物の区分に応じた防火管理講習の課程を修了した者等で、前条第1項に定める権限を有する他、次の要件を満たす者とする。

- (1) 管理権原者から、次の建物全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、当該内容について十分な知識を有していること。
 - ア 建物全体についての防火管理に係る消防計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - ウ 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

エ 建物全体についての防火管理上必要な業務を行うにおいて必要があると認める場合の、防火管理者に対する必要な措置を講ずる指示に関すること。

オ その他建物全体についての防火管理上必要な業務に関すること。

(2) 管理権原者から、建物の位置、構造及び設備の状況その他建物全体についての防火管理上必要な事項について説明を受けており、当該事項について十分な知識を有していること。

(建物全体についての防火管理に係る消防計画)

第9条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者と調整しながら建物全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、協議会で承認を受けるものとする。

(各事業所の防火管理者の責務)

第10条 防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、各事業所とも連携を図りながらそれぞれの事業所で防火管理業務を遂行しなければならない。

2 防火管理者は、建物全体についての防火管理に係る消防計画に適合するように、各事業所の防火管理に係る消防計画を作成しなければならない。

附 則 この_____ビル共同防火管理協議事項は、_____年
月 日から施行する。

別添

ビル共同防火管理協議会構成員名簿

[illegible]